

令和7年度 市民税・県民税の申告

問合せ▶市民税課(☎232-9138)

令和7年1月1日現在、市内に居住する方は、原則、令和6年中(1月～12月)の収入について3月17日(月)までに市民税・県民税の申告が必要です。

● 申告に必要な書類

- ①令和7年度市民税・県民税(国民健康保険税)申告書
 ②マイナンバーカード ※マイナンバーカードをお持ちでない場合は、番号確認と身元確認のため右表から一つずつ用意ください。
- | | |
|------|---|
| 番号確認 | 個人番号記載の住民票、通知カード(住所・氏名などが住民票に記載されている内容と一致しているものに限る) |
| 身元確認 | 運転免許証、公的医療保険の被保険者証、パスポート、在留カードなど |
- ③令和6年中の収入が分かる書類(源泉徴収票、収支内訳書や帳簿、個人年金や一時所得などの受取金額や必要経費が分かるもの)
 ④控除内容が分かる書類(医療費控除の明細書、各種控除証明書など)

■ 郵送で申告する場合

3月17日(月)(当日消印有効)までに、申告書に住所・氏名など必要事項を記入のうえ、上記②～④の写しを添付し、水戸市市民税課(〒310-8610)へ

● スマホ・パソコンで税額などの試算と申告書の作成ができます

申告書の作成・印刷と、税額・ふるさと納税の目安額の試算を、市ホームページで行うことができます。作成した申告書は、印刷して郵送または市民税課窓口で提出することができます。

※令和7年度版の利用開始は、1月下旬を予定しています。

※電子申告には対応していません。



詳細は、申告の手引きをご覧ください。

令和6年度市民税・県民税の申告をした方、事前に希望のあった方には、1月27日(月)から申告書と申告の手引きを送付します。申告の手引きは、各出張所、各市民センター、市ホームページでも入手できます。

所得税の確定申告などは税務署の確定申告会場へ

市役所会場は、市民税・県民税申告の受付を行っています。所得税の確定申告についても、給与・年金などの簡易な申告は受付けていますが、次のような申告は受付できません。

- | | | |
|---|--|--|
| <input type="checkbox"/> 土地または建物などの譲渡 | <input type="checkbox"/> 住宅ローン控除(初年度) | <input type="checkbox"/> 令和5年分以前の確定申告 |
| <input type="checkbox"/> 株式等の譲渡所得 | <input type="checkbox"/> 上場株式配当等控除 | <input type="checkbox"/> 外国税額控除・雑損控除 |
| <input type="checkbox"/> 先物取引 | <input type="checkbox"/> 不動産収入等に係る建物の減価償却の計算 | <input type="checkbox"/> 山林所得 |
| <input type="checkbox"/> 退職所得 | <input type="checkbox"/> 退職所得 | <input type="checkbox"/> 退職所得 |
| <input type="checkbox"/> 準確定申告(亡くなった方の申告) | <input type="checkbox"/> 青色申告 | <input type="checkbox"/> 消費税・贈与税の申告 など |

所得税の確定申告など

確定申告会場では、マイナンバーカード方式によるスマホ申告を基本とした相談体制になります。マイナンバーカードと併せてパスワード(①署名用電子証明書用:英数字6～16文字、②利用者証明用電子証明書用:数字4桁)が分かるようにしてお越してください。無料駐車場や駐輪場はありませんので、公共交通機関での来場にご協力ください。

期間▶2月17日(月)～3月17日(月)

※土・日曜日、祝日を除く。ただし、3月2日(日)は開設。

※上記の期間中は、水戸税務署庁舎での申告相談を行っています。

時間▶午前9時～午後4時

場所▶中央ビル4階(泉町2)

【申告会場への入場には整理券が必要です】

①国税庁LINE公式アカウントでのオンライン事前発行

②当日配付 ※配付状況により、受付を終了する場合があります。

問合せ▶水戸税務署(☎231-4211)



マイナンバーカードを使っ
ての
確定申告は24時間受付!

国税庁ホームページの「確定申告書等作成コーナー」から、e-Taxを使って申告できます。

マイナポータル連携により、申告に必要な各種証明書などのデータを一括で取得できます。確定申告書の該当項目が自動入力されるため、寄附金受領証明書や医療費通知情報などを1件ずつ入力する手間が省けます。

【操作などに関する問合せ】

e-Tax・作成コーナーヘルプデスク

電話▶0570-01-5901

● 申告が必要な方

令和7年1月1日現在、市内に居住する方

※ただし、次のいずれかに該当する方は、申告は不要です。

- 令和6年分の所得税の確定申告書を提出する方
- 収入が給与収入のみで、勤務先から水戸市に給与支払報告書(複数ある場合はすべて)が提出される方で、各種控除の内容を変更しない方
- 公的年金収入のみ(外国から支払われる年金等は除く)で各種控除の内容を変更しない方
- 市内に居住している人から被扶養者として申告されている扶養親族が同一生計配偶者

令和6年中に収入がない方や遺族年金・障害年金などの非課税所得のみの方でも、国民健康保険、児童扶養手当、医療福祉費助成制度(マル福)、公営住宅入居など、各種制度の利用に当たって、所得や課税・非課税の状況を確認するために申告が必要な場合があります。

● 会場での申告は“事前予約制”です

【申告会場・期間】

市役所2階大会議室	2月17日(月)～3月17日(月) ※土・日曜日、祝日を除く。ただし、3月2日(日)は受け付けます。		
稲荷第一市民センター	2月7日(金)	桜川市民センター	3月3日(月)・4日(火)
内原市民センター	2月12日(水)～14日(金)	国田市民センター	3月6日(木)
渡里市民センター	2月26日(水)・27日(木)	山根市民センター	3月11日(火)

時間▶午前9時～正午、午後1時～4時30分

※当日の混雑状況によっては、受付時間が前後する場合があります。

■ 予約方法

予約受付開始▶1月31日(金)、午前9時

市公式LINEまたは予約専用ダイヤルのみでの予約となります。窓口での申し出や、市民税課・申告会場への電話による予約はできません。

市公式LINEアカウント

手順▶①市公式LINEを友だち追加 ②トークルーム内の基本メニューから「市・県民税申告予約」を選択
 ③希望する会場・人数を選択 ④希望する日時を選択
 ⑤申告者の氏名などを入力

※24時間受付。希望日の前日の午後5時までに予約(変更含む)してください。

市公式LINEの友だち追加はこちら▶



予約専用ダイヤル(☎029-297-6010)

受付時間▶午前9時～午後5時

※土・日曜日、祝日を除く。受付期間前は、電話はつながりません。予約専用ダイヤルはつながりにくくなることが予想されます。つながらない場合は、時間または日を改めてかけ直してください。※希望日の前開庁日の午後5時までに予約(変更含む)してください。

こんな場合は
予約不要です!

申告書が完成している場合は予約不要です。そのまま市民税課窓口または申告会場の受付係員に提出してください。

※内容の確認は、その場では行いません。後日、市民税課職員が内容確認のために連絡することがあります。控えが必要な場合は、写しを持参してください。

※作成済みの所得税の確定申告書は、市ではお預かりできませんので、直接、所轄税務署に提出してください。